

1 競技の名称

入善町新庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル競技

2 主催及び事務局

- (1) 主 催 入善町
- (2) 事務局 入善町役場 総務課 庁舎整備推進室
〒939-0693 入善町入膳 3255 番地
TEL：0765-72-2845 FAX：0765-74-0067
E-mail：soumu@town.nyuzen.toyama.jp

3 事業計画の概要

「入善町新庁舎整備計画概要書」のとおり

4 参加資格

参加者は次に掲げる資格を全て満たす単体の企業であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本手続きへの参加を表明する書類(以下「参加表明書」という。)の提出日において、2019・2020年度入善町建設工事等競争入札参加資格申請書(測量・建設コンサルタント等業務に関するもの。)を入善町役場企画財政課管財係へ提出している者であること。
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、一級建築士が3名以上所属していること。
- (4) 平成23年4月1日以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築工事で、延床面積3,000㎡以上の同種施設又は類似施設の設計業務実績を有すること。
- (5) 建設コンサルタント業務等に関し、入善町の指名停止を受け、その期間中でないこと。
- (6) 担当技術者の構成等
 - ① 管理技術者^{*1}及び各分担業務分野^{*2}の主任担当技術者^{*3}は、それぞれ1名ずつ配置することとし、これらは兼任することができない。
 - ② 管理技術者は、建築設計業務に関して実務経験を有する一級建築士、各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれの分野で実務経験を有する一級建築士を配置すること。
 - ③ 平成23年4月1日以降に竣工又は実施設計を完了した、積雪地方^{*4}における延床面積3,000㎡以上の同種施設又は類似施設の設計業務^{*5}実績を有する管理技術者を配置することができること。
 - ④ 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
 - ⑤ 主たる分担業務分野(平成21年1月7日国土交通省告示第15号別添一の1の一のロ成果

図書の(1)の(1)総合に係る部分をいう。)は再委託できない。

- ⑥ 上記⑤以外の業務の一部を再委託する場合、再委託先の建設コンサルタントが入善町競争入札参加資格名簿に登録されている必要はないが、登録されている場合には、入善町の指名停止期間中でないこと。

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義によるものとする。

※2 「各分担業務分野」の分類は、「意匠」、「構造」、「積算」、「電気設備」、「機械設備」とする。

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※4 積雪地方とは、北海道、東北、北陸、甲信、北近畿及び山陰地方とする。

※5 同種施設の設計業務とは、市町村の本庁舎(議場を含む)の新築設計(基本及び実施設計)業務とし、類似施設の設計業務とは平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物の種類のうち、(四)業務施設の第2類に分類される施設(銀行、本社ビル、庁舎等)の新築設計(基本及び実施設計)業務とする。

5 参加に対する制限

- (1) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。
- (2) 主たる分担業務分野以外については、所属事務所に協力事務所を加えることはできるが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできない。
- (3) 本プロポーザルに係る審査委員会の委員、または委員が主宰や役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織等は、本プロポーザルに参加することはできない。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- ① 提出書類が提出方法に適合しない場合
- ② 提出書類が本実施要領等に示された条件に適合しない場合
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 事務局関係者に本事業に対する助言を求めることや、不正な接触を行った場合
- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリング時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合
- ⑦ 参加表明書を提出したもので、参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ⑧ その他本説明書等に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

7 実施スケジュール

- ① 参加表明書等の交付期間（公告） 令和2年7月22日(水)～8月7日(金)
- ② 参加表明書等に係る質問書の受付期限 令和2年8月3日（月）
- ③ 参加表明書等に係る質問に対する回答期限 令和2年8月4日（火）
- ④ 参加表明書等の受付期間 令和2年8月4日(火)～8月7日(金)
- ⑤ 技術提案要請通知（参加資格審査結果通知） 令和2年8月19日（水）
- ⑥ 技術提案書等に係る質問書の受付期間 令和2年8月21日(金)～8月24日(月)
- ⑦ 技術提案書等に係る質問に対する回答期限 令和2年8月27日（木）
- ⑧ 技術提案書等の提出期限 令和2年9月15日（火）
- ⑨ 第一次審査（書類審査） 令和2年9月下旬
- ⑩ プレゼンテーション・ヒアリング要請通知 令和2年9月下旬
- ⑪ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） 令和2年10月上旬
- ⑫ 最優秀提案者の発表及び通知 令和2年10月中旬

8 関係資料の交付

- (1) 交付期間 公告の日から令和2年8月7日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- (2) 交付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 交付場所 事務局
- (4) 交付方法 担当部署において交付するほか、入善町ホームページからも入手できる。
（URL <http://www.town.nyuzen.toyama.jp/>）

9 質問の受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、下記のとおり実施する。質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式8）により提出すること。回答については、質問者に対して電子メールにより行うほか、入善町ホームページに掲載する。

- (1) 参加表明書等に係る質問の受付及び回答
 - ① 受付期限 令和2年8月3日（月）午後5時まで
 - ② 提出先 事務局
 - ③ 提出書式 質問書（様式8）
 - ④ 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。ただし、電子メールを送信後、電話にて着信を確認すること。
 - ⑤ 回答期限 令和2年8月4日（火）
- (2) 技術提案書等に係る質問の受付及び回答
 - ① 受付期間 令和2年8月21日（金）～8月24日（月）午後5時
 - ② 提出先 事務局

- ③ 提出書式 質問書（様式8）
- ④ 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。ただし、電子メールを送信後、電話にて着信を確認すること。
- ⑤ 回答期限 令和2年8月27日（木）

10 参加表明書等の提出

- (1) 受付期間 令和2年8月4日（火）～8月7日（金）午後5時
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により行うこととし、併せて提出書類の電子データを収録したCDも提出すること。
- (4) 提出書類及び提出部数
 - ① 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ② 設計事務所の技術職員数・資格（様式2）・・・・・・・・ 10部
 - ③ 設計事務所の主要業務実績（様式3）・・・・・・・・ 10部
 - ④ 管理技術者の業務実績等（様式4-1）・・・・・・・ 10部
 - ⑤ 主任技術者の業務実績（様式4-2）・・・・・・・・ 10部
 - ⑥ 設計事務所の同種業務実績詳細（様式5-1）・・・・ 10部
 - ⑦ 設計事務所の類似業務実績詳細（様式5-2）・・・・ 10部
 - ⑧ 管理技術者の同種業務実績詳細（様式6-1）・・・・ 10部
 - ⑨ 管理技術者の類似業務実績詳細（様式6-2）・・・・ 10部
 - ⑩ 主任技術者の同種業務実績詳細（様式6-3）・・・・ 10部
 - ⑪ 協力事務所の内容等（様式7）・・・・・・・・・・・・ 10部
 - ⑫ 一級建築士事務所登録通知書の写し・・・・・・・・ 1部
 - ⑬ 様式4-1及び様式4-2に記載する者の
一級建築士の免許証の写し・・・・ 1部
 - ⑭ 様式4-2に記載する者の資格証の写し・・・・・・・ 1部
 - ⑮ 様式4-1及び様式4-2に記載する者の
雇用保険又は社員証の写し・・・・ 1部
- (5) 作成方法 「参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

11 参加資格審査結果の通知

事務局は、提出された参加表明書及び参加資格書類の内容を確認し、参加資格の有無について審査する。

参加資格及び参加条件を満たしていることが確認された者に対しては、技術提案書等の提出を要請する。

なお、参加資格審査結果は、令和2年8月19日（水）に通知する予定である。

12 技術提案書の提出

(1) 提案課題

以下の課題とする。課題ごとの内容は主な視点として記載しているものであり、関連する事項であれば、新たな提案を盛り込むことも可能である。

課題1 配置計画（庁舎・書庫・車庫等）、外構計画（広場・駐車場・植栽等）の考え方についての提案

- ・ ゾーニング・動線計画・ランドスケープ等
- ・ 周辺環境（中央公園・総合体育館・水の小径等）との調和

課題2 施設計画（部署の配置等庁舎内部の平面計画）の考え方についての提案

- ・ ゾーニング・動線計画・建築計画等

課題3 庁舎づくりの考え方についての提案

課題3-1 利用しやすい庁舎についての提案

- ・ 現庁舎のフロア構成にとらわれない、町民等が利用しやすいフロア構成
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい空間計画等

課題3-2 災害対応・防災拠点機能についての提案

- ・ 地震や黒部川氾濫による浸水等の非常時に迅速かつ的確に対応できるような建物計画
- ・ 災害対策拠点としてふさわしい庁舎

課題3-3 建設コスト及びライフサイクルコストの低減についての提案

- ・ 構造、工法、素材等
- ・ 設備機器、外装材等の維持管理費

課題3-4 環境負荷の低減や建設地の立地特性への配慮についての提案

- ・ 省資源、省エネルギー対策
- ・ 富山県の気候風土・入善町の立地特性への配慮

課題4 その他／設計者独自の提案等（※提出の有無は任意とする。）

(2) 提出期限 令和2年9月15日（火）午後5時

(3) 提出先 事務局

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限内必着。）により行うこととし、併せて提出書類の電子データを収録したCDも提出すること。

(5) 提出書類及び提出部数

- ① 技術提案提出書（様式9） 1部
- ② 業務実施方針（様式10） 10部
- ③ 技術提案書（様式11） 10部

(6) 作成方法 「技術提案書等作成要領」を参照し、作成すること。

13 審査

(1) 審査委員会

技術提案書の特定までに関わる審査は、下記の委員による審査委員会が行う。

委員長	森 俊偉	金沢工業大学名誉教授／建築家
委員	五十嵐 啓	福井工業大学工学部建築土木工学科准教授
委員	小西 義昭	小西建築構造設計所長
委員	野崎 修	富山県土木部参事・営繕課長
委員	梅津 將敬	入善町副町長
委員	窪野 修	入善町参事・建設課長

(2) 第一次審査（書類審査）

① 実施日 令和2年9月下旬

② 結果の通知

提出された参加表明書等及び技術提案書を審査委員会にて審査し、第二次審査の参加要請者（3者程度）を選定する。

第一次審査の結果は、技術提案書を提出したすべての者に対して、電子メールにて通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

① 実施日 令和2年10月上旬

② 本設計業務に最も優れた提案者1者および次点1者を選定する。

③ 結果の公表及び通知

第二次審査の結果は、入善町ホームページ等で公表するほか、第二次審査に参加したすべての者に対して、電子メールにて通知する。

④ プレゼンテーション・ヒアリングの際の留意事項

プレゼンテーションは、提出された業務実施方針（様式10）及び技術提案書（様式11）（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像は可）のみを用いた内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めないものとする。

なお、拡大映像で説明する際のパソコン及びプロジェクターについては、各自で用意すること。事務局ではスクリーンのみを準備する。

(4) 審査基準

評価にあたっては、技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断する。

審査		審査基準の概要
事務所の実力	(1) 資格別技術者数	事務所の資格別技術者数、同種・類似業務実績について審査する。積雪地方での業務実績が豊富な場合には優位に評価する。
	(2) 同種・類似業務実績	
提案チームの能力	(1) 管理技術者及び主任担当技術者の資格・経験	管理技術者及び主任担当技術者の資格・経験、同種・類似業務実績、他の手持ち業務との重複について審査する。積雪地方での業務実績が豊富な場合には優位に評価する。
	(2) 管理技術者及び主任担当技術者の実績	
	(3) 管理技術者及び主任担当技術者の繁忙度	
業務実施方針	(1) 取組体制	業務への取組体制、工程計画、動員計画や設計上特に配慮する事項等について、その妥当性を評価する。
	(2) 工程計画、動員計画	
	(3) 特に配慮する事項等	
提案内容	(1) 課題に対する技術提案	設定した提案課題に対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか）・独創性（他にはない優れた技術であるか）・実現性（提案内容が理論的に裏付けられているか）を評価する。

14 業務委託契約の締結等

町は、最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積徴収の相手方とするものとする。ただし、最優秀提案者に事故等があり見積徴収が不可能となった場合及び契約の交渉が成立しない場合は次点の優秀提案者を随意契約の見積徴収の相手方とするものとする。

(1) 委託業務名

入善町新庁舎建設基本設計業務

(2) 業務内容

- ① 基本設計業務
- ② 各種説明会、会議への参加及び協力
- ③ 関係法令に係る行政機関等との協議及び必要な手続き
- ④ その他参考資料の作成

(3) 履行期間

契約締結の翌日 から 令和3年2月末(予定) まで

(4) 業務委託費概算予算額

約 3,850 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

15 報酬

第一次審査に係る費用は全て参加者の負担とする。ただし、第二次審査時のプレゼンテーション・ヒアリング対象者については、随意契約の相手方を除き、参加費として10万円を支給する。

16 その他の事項

- (1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は事務局とする。
- (2) 本説明書に定める手続き以外の手法により、事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めることはできない。
- (3) 提出書類の著作権は、入善町に帰属することとする。ただし、入善町と随意契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は、プロポーザル選定の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (6) 提出書類は、返却しないものとする。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けない。
- (8) 設計業務受託者が製造業又は整備業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は整備業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (9) 特定された技術提案書の提案内容は基本的に尊重するが、実際の設計にそのまま採用されるものではない。